



一人親方等の 特別加入制度について

特別加入ができる一人親方等の事業とは

- ① 自動車を使用して行う旅客または貨物の運送の事業（個人タクシー業者や個人貨物運送業者など）
- ② 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊もしくは、解体またはその準備の事業（大工、左官、とび職など）
- ③ 漁船による水産動植物の採捕の事業（⑦除く）
- ④ 林業の事業
- ⑤ 医薬品の配置販売（医薬品医療機器等法第 30 条の許可を受けて行う医薬品の配置販売業）の事業
- ⑥ 再生利用の目的となる廃棄物などの収集、運搬、選別、解体などの事業
- ⑦ 船員法第 1 条に規定する船員が行う事業

一人でお仕事をされている方・ご夫婦や親子でお仕事をされている方にとって、「仕事中にケガをしたら医療費はどれくらいかかってしまうのか？」、「仕事中のケガ等で仕事ができない場合の収入はどうなるのか？」等・・・とても心配です。

労働者を雇っていない方を守る国の 労災保険

そのような方でも事業の種類によっては国の労災保険に入れる制度があります。それが、一人親方その他の自営業者のための特別加入制度です。

労災保険に加入した時の保険給付等の内容は

- ① 業務災害・通勤災害による傷病について、病院等での治療費が無料で受けられます。
- ② 業務災害・通勤災害による傷病の療養のため労働できない日が 4 日以上になった場合、休業 4 日目以降休業 1 日につき給付基礎日額の 60%相当額の休業の給付及び 20%相当額の特別支給金の合計 80%相当の給付が支給されます。
- ③ その他、業務災害・通勤災害による障害・傷病・遺族・介護・葬祭等の給付が支給されます。（詳しい内容がお知りになりたい方は、パンフレットをご用意しますのでご用命ください。）

保険料はいくらくらいかかる？

どんな時に給付の対象になる？

1. 業務の種類によって保険料率は変わります。
2. ここでは、建設の事業と運送の事業を例に給付日額によって年間どのくらいの保険料がかかるのかを一覧表にしました。
3. 同じく2つの業種でどんな場合に労災の給付の対象になるかをお知らせします。

【資料提供】

嶋崎労務管理事務所

社会保険労務士 嶋崎匡子

〒810-0001

福岡市中央区天神 5-9-2-211

TEL 092-983-5955

URL : <http://sr-shimazaki.com>

特別加入の種類と保険料率

※業種によって保険料率が違います。
※保険料率は年度が変わると変更になる場合があります。

保険料

年間保険料は、保険料算定基礎額（給付基礎日額×365）にそれぞれの事業に定められた保険料率（表4参照）を乗じたものになります。

なお、年度途中で、新たに特別加入者となった場合や特別加入者でなくなった場合には、その年度内の特別加入月数（1か月未満の端数があるときは、これを1か月とします）に応じた保険料算定基礎額により保険料を算出します。

特別加入の種類	料率
自動車を使用して行う旅客または貨物の運送の事業	12/1000
建設の事業	18/1000
漁船による水産動植物の採捕の事業	45/1000
林業の事業	52/1000
医薬品の配置販売の事業	7/1000
再生利用の目的となる廃棄物などの収集・運搬・選別・解体などの事業	14/1000
船員法第1条に規定する船員が行う事業	48/1000

給付基礎日額・保険料一覧表

給付基礎日額	保険料算定基礎額	年間保険料	
		年間保険料 = 保険料算定基礎額 × 保険料率	
A	B = A × 365日	例1) 建設の事業 保険料率18/1000	例2) 個人タクシーの事業 保険料率12/1000
25,000円	9,125,000円	164,250円	109,500円
20,000円	7,300,000円	131,400円	87,600円
16,000円	5,840,000円	105,120円	70,080円
10,000円	3,650,000円	65,700円	43,800円
5,000円	1,825,000円	32,850円	21,900円

【補償の対象となる業務災害の範囲】

例1) 建設業の一人親方等

- ア 請負契約に直接必要な行為を行う場合
イ 請負工事現場における作業およびこれに直接附帯する行為を行う場合
ウ 請負契約に基づくものであることが明らかな作業を自家内作業場において行う場合
エ 請負工事に関する機械や製品を運搬する作業（手工具類程度のものを携行して通勤する場合を除く）およびこれに直接附帯する行為を行う場合
オ 突発事故（台風、火災など）により予定外に緊急の出勤を行う場合

例2) 個人タクシー業者、個人貨物運送業者

- ア 免許などを受けた事業の範囲内において事業用自動車を運転する作業（運転補助作業を含む）、貨物の積み卸し作業およびこれらに直接附帯する行為を行う場合
イ 突発事故（台風、火災など）により予定外に緊急の出勤を行う場合

※【通勤災害】について・・・

通勤災害については一般の労働者の場合と同様に取り扱われます。

しかし、

① 個人タクシー業者、個人貨物運送業者

③ 漁船による自営漁業者については対象となりません。